

ネットワーク接続サービス（４－３）仕様書

警察庁情報通信局
情報技術解析課

1 適用範囲

本仕様書は、拠点間をVPN接続するために必要な、次の回線及び接続サービスに適用する。

- ・情報共有用ネットワーク接続サービス

2 サービスの要件

(1) 接続サービスを提供する拠点の所在地

東京都江東区及び府中市

なお、所在地の詳細については、別途指定する。

(2) 提供期間

令和2年11月1日から令和4年3月31日までの間

(3) 提供数

(4)項及び(5)項を満たす接続サービスを各拠点につき1回線分提供すること。

(4) 回線の要件

ア 最大通信速度が100Mbps以上（ベストエフォート型）の光ケーブル等によりインターネットから隔離されている閉域網とIP接続すること。

イ ルータ及び回線終端装置を提供すること。

(5) 接続サービスの要件

ア (6)項を満たすルータにより、閉域網を介して拠点間をVPNで接続できること。

イ 拠点以外には接続できないこと。

(6) ルータの機能要件

ア IPSecを使用したVPNトンネルを設定できること。

イ 100BASE-TXに対応する使用可能なポートを1個以上有すること。

ウ パケットフィルタリング機能を有すること。

(7) 納入機器の使用条件

(4)イに示すルータ及び回線終端装置は、次の条件で異状なく動作すること。

ア 温度 +10～+35℃

イ 湿度 35～80%（結露しない状態）

ウ 電源電圧 AC100～110V 50/60Hz

エ 24時間連続使用に耐えられること。

オ 帯電防止対策がとられていること。

3 保守

(1) 窓口

行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項）を除く日の9時30分から18時15分までの間において、本サービスについての質問

に対応可能な窓口を有すること。

(2) 障害対応

ア 本サービスについて、警察庁から障害が発生した旨の連絡を受けた場合には、速やかに復旧作業を行うこと。また、自ら障害であると認知した場合には、警察庁に必要な連絡を行うとともに、同様に対応すること。

イ 契約業者の設備で障害等が発生した場合は、速やかに警察庁に連絡すること。

ウ 定期保守等のため運用停止がある場合は、あらかじめ余裕をもって警察庁に連絡すること。

4 提出書類

(1) 6(2)項の保守に関する資料

(2) 6(3)項の報告書

(3) 6(5)項の作業計画書

(4) 6(7)項の工事完了報告書

5 再委託

業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断は再委託することができないものとする。

6 その他

(1) 契約業者は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(2) 窓口の連絡体制表等の保守に関する資料について、契約後10営業日以内に提出すること。

(3) 月次ごとに本サービス履行に関わる報告書を、速やかに提出すること。

(4) 本サービスを履行するに当たり、回線終端装置の設置及び撤去、回線の敷設、障害復旧作業等（以下「工事等」という。）の必要な作業は、契約業者が行うこととし、それに係る費用については、契約業者が負担すること。

(5) 工事等の作業を行う際は、事前に作業スケジュール及び作業員を明記した作業計画書を提出すること。ただし、障害発生時でかつ短時間で復旧可能な作業の場合はこれを省略できる。

(6) 工事等の作業に際しては、施設、人員、備品等に対して損害を与えないよう必要な措置を行うこと。損害を与えたとき又は与えるおそれのあるときは、直ちに警察庁の指示を受けるとともに、損害を与えたときは契約業者の負担において原状に復旧すること。

(7) 工事等の作業については、作業完了後10営業日以内に工事完了報告書を提出すること。

(8) 本サービスで使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等については、あらかじめ警察庁に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。

- (9) 本サービスで使用するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

ネットワーク接続サービス（４－３）仕様書
指定事項

提供する拠点における必要な工事については、次のとおりである。

なお、仕様書にある回線終端装置、VPN装置の設置場所については、警察庁が指示する。

1 江東区

通信事業者が設置した光成端箱から機器設置場所までは、約15m（同一室内）である。

2 府中市

通信事業者が設置した光成端箱から機器設置場所までは、約150m（同一建物内）である。